



— 学びの情熱尽きることなく —

III

諸
手
続
編

諸手続編

1. 学籍

学籍とは、本学に入学することによって取得されるもので、本学の受講生であることを意味します。

(1) 修業年限・在学年数

本学を修了するために必要な年数を修業年限と言い、本学の修業年限は、本科・専攻科ともに1年です。また、本学に在学することのできる年数を在学年数と言い、本科・専攻科ともに1年です。ただし、病気その他の相当な事由による場合、1年の在学延長が認められることがあります(願い出て許可を得る必要があります)。

(2) 学籍の喪失

本学を修了、退学、除籍となった場合は、学籍を喪失します。

2. 学生証

受講生証は、立教セカンドステージ大学 (RSSC) の受講生であることを証明するものです。受講生証は、請求があった場合にはいつでも提示できるよう、常に携帯してください。

(1) 受講生番号について

受講生番号は8桁の固有の番号で、在学中および修了後も変わることはありません。各種手続きの際に必要なとなりますので正確に覚えておいてください。

例) 18FG123Z

1～2桁「18」……………入学年度の西暦下二桁を表示しています。

3～4桁「FG」……………立教セカンドステージ大学の受講生であることを意味します。

5～7桁「123Z」……………個人番号を表示しています。

(2) 有効期限

受講生証の有効期限は在学期間中です。ただし次の場合は受講生証を返却しなければなりません。

- ・修了・退学などで学籍を失ったとき。
- ・紛失等により再交付を受けたのち、前の受講生証が見つかったとき（前の受講生証を返却すること）。

(3) 紛失・破損したとき

受講生証を紛失または破損したときには、直ちにRSSC事務室に届け出てください。再交付は2日後になります（再交付手数料2,000円）。

3. 退学・再入学

(1)退学

- ・病気その他の事由により退学しようとする場合は、所定の書式（退学願）により願い出て、許可を受けなければなりません（受講生証を返却のこと）。
- ・退学願を提出し退学を許可された場合、退学願を提出した時期により受講料を次のとおり減免し、既に払い込まれた受講料のうち、減免額を返却します。

退学願提出期間	減免額
2018年5月31日（木）まで	年間受講料の3/4
2018年9月30日（日）まで	年間受講料の1/2
2018年12月31日（月）まで	年間受講料の1/4
2019年3月31日（日）まで	無し

(2)再入学

- ・病気その他の理由で退学した者が再入学を希望するときは、所定の書式（再入学願）により願い出て、年度の始めに再入学を許可されることがあります。
- ・再入学を申し出る場合は、再入学する前年度の1月末までに再入学願を提出してください。
- ・再入学できる回数は、1回を限度とします。

(3)休学の制度はありません。

4. 登録料・受講料

(1)受講料納入について

受講料は、入学時と9月の2回に分けて納入することになります。9月納入については、9月初旬にあらためて本学から2回目の納入に使用する振込用紙を送付します。

(2)延納制度

特別な事情により、定められた期限までに納入ができない場合には、事前にRSSC事務室まで連絡し、延納願を提出し認められた場合に限り、納入期限を一定の範囲で延期することができます。

(3)滞納の場合

受講料に滞納がある場合は、除籍となります。

5. 履修証明制度

本科・専攻科カリキュラム修了者には、学校教育法第105条に基づく「大学等における履修証明制度」（2007年12月26日施行）により、立教セカンドステージ大学が「履修証明書」を交付します。

<履修証明制度の概要>

- 対象者 社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内 容 大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期 間 目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定（本学本科では202時間を設定している）
- 証明書 プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証 プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、学位が授与されるものではありません。